

【令和2年2月時点】

| |
|---|
| 事業名称：多摩市国民健康保険糖尿病重症化予防事業 |
| 事業概要：糖尿病の重症化予防のため、調剤薬局において薬剤師が服薬だけでなく食事・運動等の生活習慣についての“コーチング”を行う、新たな保健指導を実施。 |

※本事例における金額は、全て税込み表示とする。

●基本データ

| | | |
|-------------|---|----------|
| 地方公共団体 | 東京都多摩市 | |
| 社会的課題及びその背景 | 多摩市では、糖尿病患者及び糖尿病性腎症患者が増加している。国民健康保険被保険者の1人あたり医療費も東京都平均と比べて高く、糖尿病対策、特に糖尿病性腎症患者の人工透析への移行による医療費の適正化が課題となっている。 | |
| 目指す成果 | 糖尿病性腎症による人工透析への移行を予防し、患者の生活の質を確保するとともに、医療費の適正化を目指す。 | |
| サービス対象者 | プログラム登録時点において72歳未満の国民健康保険被保険者であり、多摩市の特定健康診査において「HbA1c ¹ （NGSP値）6.5%以上」「空腹時血糖値126mg/dL以上」「随時血糖値200mg/dL以上」のいずれかに該当する者のうち、令和元年度については、多摩市内の医療機関に通院中かつ本事業に参加する保険薬局を利用している者（ただし、精神・重症疾患を有する者等は除く）とする。 以上の条件を満たすサービス対象者に通知を送付し、本人の意思により事業に参加する。参加者の腎症病期は1期～3期とする。 | |
| 事業関係者 | 委託者 | 多摩市 |
| | 受託者 | 株式会社マディア |
| | サービス提供者 | 株式会社マディア |
| | 資金提供者 | なし |
| | 第三者評価機関 | なし |
| | 中間支援組織 | なし |
| サービス内容 | 参加者が薬局において処方薬を受け取る際、薬剤師がコーチングの概念を取り入れた新たな保健指導を行う。 コーチングでは、通常の服薬指導業務（服薬方法の指導、副作用管理、重複服薬の確認等）に加えて、主治医の治療方針のも | |

¹ 赤血球中のヘモグロビンのうち、糖と結びついている割合を示す値。値が高いと血糖値が高いことを示し、値が低いと血糖値が低いことを示す。日本糖尿病学会では、2013年6月より、血糖値コントロールの新たな目標を「HbA1c値7.0%未満」としている。

【令和2年2月時点】

| | | |
|------|--|----------|
| | <p>とで参加者が自発的に決めた行動目標（食生活、運動、服薬等）を主体的に達成するよう、対面や電話でフォローを行い、行動変容を促す。</p> <p>参加者は、通常の治療の流れの中で保健指導も受けることができることから、参加のハードルが低い。</p> <p>コーチングの実施期間は6カ月間であり、内容や頻度は病期や処方期間に応じて提供する。</p> <p>メディアはプログラム全体のコーディネーターならびに事業実施前に行う薬剤師へのコーチングスキル等の研修を含むサービスの保健指導の品質管理を行う。</p> <p>薬剤師は、事業期間中、コーチングの概念を取り入れた保健指導を行う。また、糖尿病連携手帳等を活用して主治医と薬剤師間で情報共有を行う。さらに、プログラムの中で、主治医・薬剤師が参加する症例検討会（参加者の指導状況について、薬剤師が主治医に報告し、今後の指導方針や内容協議する場）を開催する（開催できない場合は、薬剤師からの書面での中間報告を行い、主治医より薬剤師へ今後の指導に関するフィードバックを文書で行う）ことで、事業終了後も継続可能な主治医と薬剤師による参加者の自己管理を支援する体制を構築する。</p> | |
| 成果指標 | 腎機能低下抑制者数 | |
| 事業期間 | <p>令和元年6月～令和4年3月（3年）</p> <p>【内訳】</p> <p>サービス提供期間：令和元年6月～令和2年3月</p> <p>評価時期：令和2年3月、令和4年3月</p> <p>支払時期：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低支払：令和2年3月 ・成果連動支払：令和4年3月 <p>※令和2年3月の最低支払は多摩市から委託契約に基づき支払われる。また、令和4年3月の成果連動支払は、評価結果に基づき、多摩市からメディアに対して行われる。なお、令和2年3月の成果連動支払は、厚生労働省令和元年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業として厚生労働省からメディアに対して行われる。</p> | |
| 契約 | 総額 | 12,550千円 |
| | 最低支払額 | 10,550千円 |

【令和2年2月時点】

| | | |
|-------------|---------|--|
| | | 【内訳】 令和2年3月：10,550千円 |
| | 成果連動支払額 | 腎機能低下抑制者1人あたり67千円（上限2,000千円） |
| 財政効果 の試算 | 費目 | 医療費 |
| | 金額 | 本事業により将来の医療費の抑制が期待されるが、その金額は算出していない。 |
| 国の補助の活用の有無 | | 厚生労働省令和元年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業 ※本事業以前に厚生労働省平成30年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業として、PFS事業が実施されている。 |
| 債務負担行為の有無 | | あり（3年間） |
| 事業者選定方法 | | 受託者の選定に公募は実施していない。 |

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

多摩市では、糖尿病患者の増加を背景として、平成25年度から民間事業者に委託して糖尿病重症化予防事業を実施してきた。この事業では保健師・看護師等が市内各地域に設けた会場を回り、特定健康診査において「HbA1c²（NGSP値）6.5%以上」「空腹時血糖値126mg/dL以上」「随時血糖値200mg/dL以上」に該当する国民健康保険被保険者を対象に、生活習慣改善方法を指導する保健指導を行っていたが、当該民間委託事業者が委託事業を継続しないことになったことから、市では新たな実施方法を検討していた。

同時期に、本事業のサービス提供者であるマディアが多摩市医師会、多摩市薬剤師会、多摩市とコンソーシアムを構成し、厚生労働省平成29年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業（以下「平成29年度厚生労働省モデル事業」という。）を活用して、薬局において薬剤師が患者への投薬、服薬指導のタイミングに合わせてコーチングの概念を取り入れた保健指導を行う糖尿病重症化予防事業（薬局モデル）をPFSにより実施するための検討を行った。

上記結果を受け、平成30年度から、多摩市は薬局モデルによる糖尿病重症化予防事業を開始し、多摩市がマディアへ業務委託を行うこととなった。この契約は、成果に関わらずサービス提供に対して支払う従来の業務委託契約である。一方でこの契約とは別契約として、マディアは厚生労働省平成30年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業（以下「平成30年度厚生労働省モデル事業」という。）に

² 赤血球中のヘモグロビンのうち、糖と結びついている割合を示す値。値が高いと血糖値が高いことを示し、値が低いと血糖値が低いことを示す。日本糖尿病学会では、2013年6月より、血糖値コントロールの新たな目標を「HbA1c値7.0%未満」としている。

【令和2年2月時点】

採択され、民間資金を調達したSIB事業として同じ事業を実施した。

その後、同一の事業内容でメディアからの提案を受け、多摩市からメディアへの委託についてPFSを導入することとしたのが本事業である。期間は令和元年度から3年間とした。また、メディアは別途厚生労働省令和元年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業（以下「令和元年度厚生労働省モデル事業」という。）に採択され、同じ事業を実施している。多摩市は、メディアとのPFS事業の実施にあたり、予算額は従来の糖尿病重症化予防事業よりも大きく増加したが、メディアが厚生労働省から受領する委託費と重複する部分があれば、多摩市がメディアに支払う委託費を減額することを契約条件に含めており、減額後の見込額では従来の予算から大幅な増額とはなかったことから、財政部局との調整が難航することはなかった。また、多摩市では、多摩市医師会が糖尿病対策会議を開催するなど、医師会の協力で糖尿病重症化予防に力を入れていたこと、市の政策として「健幸まちづくり」を推進してきたことなども、庁内の理解が得やすかった要因である。

イ 体制の詳細

多摩市は、メディアと委託契約を締結した。そのうえで多摩市は、多摩市が保有している国民健康保険被保険者の特定健康診査データをもとに、基本データの「サービス対象者」の条件に合致するサービス対象者のリストをメディアに提供する。

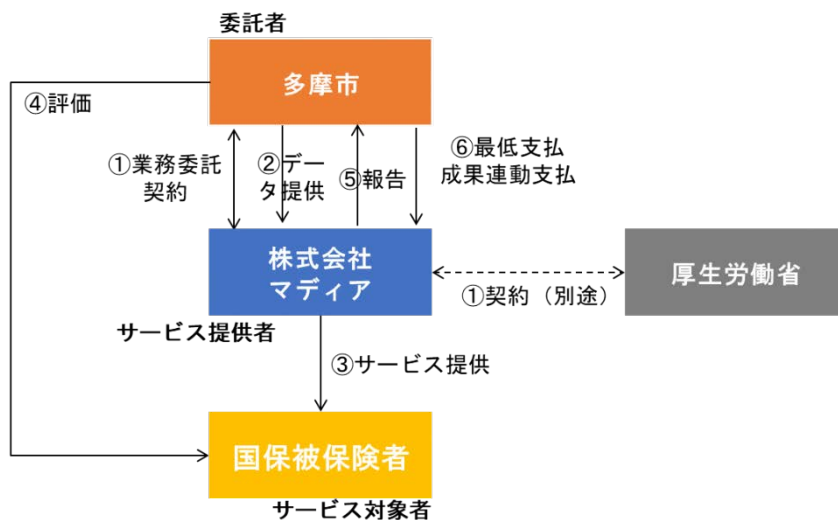
メディアは、多摩市から提供されるリストをもとに、本事業のサービス対象者に通知を送付し、事業への参加者を募集する。参加者が普段利用している薬局の薬剤師は、あらかじめメディアよりコーチング等の研修を受講・修了したうえで、応募のあった参加者に対して、主治医により診療情報提供書に基づき、コーチングの概念を取り入れた保健指導を行う。

保健指導完了後、メディアは、多摩市から提供される参加者のe-GFR値を分析し、腎機能低下抑制者数を算出する。

なお、メディアは本事業において、別途令和元年度厚生労働省モデル事業の採択を受け、厚生労働省とも委託契約を締結し、厚生労働省から支払われる支払で費用の一部を賄っている。

【令和2年2月時点】

図表1 事業体制



ウ 事業スケジュール

多摩市は、平成29年度厚生労働省モデル事業の結果とマディアからの提案を踏まえて、庁内検討の結果、多摩市としてもPFSを導入することとし、令和元年6月に契約を締結した。その後、マディアが令和元年9月から6カ月間にわたり参加者への保健指導サービスを提供する。令和2年3月には、サービス提供された分のうち最低支払部分が多摩市からマディアに支払われる。

令和2年度及び令和3年度は評価期間であり、多摩市は、本事業の参加者の令和2年度の特定健康診査の結果（e-GFR値）をもとに評価を行い、マディアに対して令和4年3月に評価結果に基づいた成果連動支払を行う。

なお、前述のとおり、マディアは別途令和元年度厚生労働省モデル事業に採択され、同じ事業を実施しており、令和元年度の最低支払及び成果連動支払は、厚生労働省から受ける。

図表2 事業スケジュール

| | | 平成30年度 | | | | 令和元年度 | | | | 令和2年度 | | | | 令和3年度 | | | |
|--------|--------|--------|----|----|----|-------|----|----|----|-------|----|----|----|-------|----|----|----|
| | | Q1 | Q2 | Q3 | Q4 | Q1 | Q2 | Q3 | Q4 | Q1 | Q2 | Q3 | Q4 | Q1 | Q2 | Q3 | Q4 |
| 庁内検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約締結 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サービス提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払 | 最低支払 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 成果連動支払 | | | | | | | | | | | | | | | | |

【令和2年2月時点】

エ 評価手法

① 成果指標の設定

本事業の成果指標は「腎機能低下抑制者数」であり、事業実施前後の e-GFR 値の変化により求める。

② 評価方法

多摩市は、特定健康診査の結果から基準値と、参加者の事業実施前後の e-GFR 値をマディアに提供する。マディアは、多摩市から提供された情報をもとに、腎機能低下抑制者数を算出する。

多摩市は、マディアが算定した結果を確認し、これをもって最終評価とする。

オ 支払条件

本事業の支払は、最低支払部分と成果連動支払部分からなる。

最低支払部分は、サービス提供に要する実費に相当する額であり、評価結果に関わらず、事業実施後に多摩市がマディアへ全額を支払う。

成果連動支払部分は、腎機能低下抑制者数に応じ、多摩市がマディアに1人あたり66,667円を支払う。なお、成果連動支払部分の上限額は2,000千円（最大30人分）であり、腎機能低下抑制者数がこれを超えた場合でも、超過部分は支払われない。

カ 中間支援組織の役割

本事業では中間支援組織は設けていない。成果指標、支払条件の設定などを含む導入可能性調査は、マディアが別途実施した平成29年度及び平成30年度厚生労働省モデル事業の結果とマディアからの提案を受けて、多摩市が自ら行った。